

フンツォツツッ!!



6月1日『ひろしま「山の日」県民の集いinおおたけ』が栗谷町のマロンの里で催され、さまざまな体験イベントに子どもたちが挑戦しました。緑の葉を大きく広げる木にロープを掛けて登る「ツリークライミング」。初めてでも器用に登っていくちびっ子ターザンたちの光景が見られました。【関連記事29ページ】



広報おおたけ

令和7年7月1日発行
 通巻1296号

編集発行 大竹市総務部企画財政課
 〒739-0692 広島県大竹市小方1-11-1

☎0827-59-2111(代) FAX 0827-57-7130
 URL <https://www.city.otake.hiroshima.jp/>



印刷/株式会社
 ニシキコネク

はじめまして

いっぱい食べていっぱい冒険して
 身も心もたくましく☆



まつしま じん
松島 迅くん

両手におやつ
 大きな口でパクッ!



まつうら ゆずは
松浦 柚葉ちゃん

甘えんぼうで寂しがり屋さんな
 奏ちゃん!大好きだよ!



かじうえ かなで
梶上 奏ちゃん

写真募集



「はじめまして」コーナーに掲載するお子さんの写真を募集しています。スマートフォン・パソコンからもお気軽に応募できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。(トップページ→募集を探す→広報おおたけ「はじめまして」にお子さんの写真を掲載しませんか)
 ※応募時期によっては、掲載が次号以降になる場合があります。

外遊び大好き!
 見かけたらぜひ一緒に遊んでね



たかの ひなみ
高野 日奈美ちゃん

すくすく大きくなーれ!



はしのき こうな
栞木 洸那くん



夏の足音が近づく中、大竹駅前商店街振興組合では、今年も土曜夜市を開催します。組合員による手作りのイベントです。半世紀以上に及ぶ歴史ある夜市で、夏の楽しい思い出をつくりましょう。※当日の17時から22時まで、車両通行止めとなります。

問い合わせ
 大竹駅前商店街振興組合(大竹商工会議所内)
 ☎ 52-3105

飲食、物品の販売、
 ゲームコーナー、
 ステージパフォーマンス
 など

夏の楽しみ
 大竹駅前商店街
「土曜夜市」
 8月2日(土) 18時~21時
 大竹駅前スペイン通り

「広報おおたけ」の音訳版(CD)、点訳版があります。必要な方は社会福祉協議会(☎52-2211)まで。

防災行政無線テレホンサービス ☎0120-590-131 ※通話料無料

全国市長会特別功勞表彰

入山 欣郎 市長

6月4日、第95回全国市長会議通常総会で、入山市長が勤続20年の特別功勞表彰を受けました。総会では、勤続12年および20年の被表彰者51人を代表して、「こうして表彰をいただけたのも、20年間、人に恵まれてきたからこそ」と謝辞を述べました。



松井一實全国市長会会長(右)から表彰状を受け取る入山市長(左)。

令和8年4月1日採用予定 職員採用試験

問い合わせ 総務課 ☎592122

市は「豊かな人間性を有する職員」「自ら進んで考え、行動し、創造する職員」「行政のプロとして、高い意識と能力を持つ職員」「多様な主体と連携・協働し、地域課題の解決に取り組む職員」を求めています。

市民の皆さんがいつも「笑顔」で、まちも人も「元気」に躍動し、この先もずっと「かがやく大竹市」を一緒に作っていきましょう。
受験資格や申し込み方法な

ど、詳しくは市ホームページ、広報おおたけ8月号でお知らせします。

1次試験

とき 9月21日(日)9時30分

ところ

ギャラリーおおたけ(市立図書館2階)、総合市民会館

募集職種

- 一般事務職 若干名
- 土木技術職 若干名
- 建築技術職 若干名
- 保健師職 若干名

まちづくりに宝くじで参加 サマージャンボ宝くじ発売

問い合わせ 企画財政課 ☎59-2121

宝くじは県内の宝くじ売り場で購入してください。収益金が県内市町の明るく住みよいまちづくりに使われます。

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月11日(金)2種類同時発売! 発売期間 7/11(金)~8/11(日) 抽せん日 8/21(金)

公益財団法人広島県市町村振興協会 各1枚 300円

広報おおたけ⑦

CONTENTS

2025 JUL. No.1296

おおたけPRキャラクター「コイちゃん」



7月16日は虹の日

- 02 表彰/職員採用試験/サマージャンボ宝くじ発売
- 03 市民のつどい/市内のバス 荒天時・災害時の運行情報/坂上線バスのルートとダイヤが一部変更
- 04 **10月1日から**
こどもの医療費を無償化します/福祉医療制度
- 06 **参議院議員通常選挙**
- 08 定額減税・補足給付金(不足額給付)/ペイジー口座振替受付サービス
- 09 8月から国保・後期がマイナ保険証または資格確認書に代わります
- 12 国保・介護・後期 保険料率が決まりました

掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

7月は 青少年の被害・非行防止 社会を明るくする運動 強調月間

「市民のつどい」開催

—犯罪被害者遺族の講演ほか—

7月5日(土)13時▶15時(12時30分開場)
アゼリアホール



問い合わせ 市青少年育成センター(生涯学習課内)☎28-5680

スローガン

- 地域ぐるみで 青少年を守ろう 育てよう
- 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

内容

- 「ひまわりの讃合唱」
- 式典
- 講演会
- 心(娘)と共に生きる犯罪被害者として歩む覚悟 講師 清水誠一郎さん(犯罪被害者遺族、父)
- 中学生意見発表

市内のバス 荒天時・災害時の 運行情報

問い合わせ 市民課 ☎592142

市内を運行する『こいこいバス』、『大竹・栗谷線バス』、『坂上線バス』は、台風などの荒天時、事故や災害時などには運休や折り返し運行をすることがありますので、注意してください。

一部区間折り返し運行

【大竹・栗谷線バス】
降雨量が基準を超えたときは、県道栗谷大野線の一部が通行止めになるため、「渡の瀬」から「西医療センター」または「大竹駅」間を折り返し運行します。

【坂上線バス】

降雨量が基準を超えたときは、国道186号の一部が通行止めになるため、「深瀬」から「大竹駅」間を折り返し運行します。

そのほか気象警報の発令時など、状況に応じて運行を取りやめることがあります。



防災行政無線などお知らせ

降雨による通行止めの解除は、道路管理者(県)がパトロールにより通行の安全を確認した後になります。
運行内容が変わるときは、防災行政無線、市公式LINEなどでお知らせします。不明な点は、市民課または運行業者へお問い合わせください。

坂上線バスの ルートとダイヤが 一部変更



市ホームページはこちらから。

岩国市立美和病院の移転に伴い、大竹市と岩国市で共同運行を行っている坂上線バスのルートとダイヤが、7月1日(火)から一部変更になります。
※大竹市内のルート、ダイヤ変更はありません。

変更内容

○現在の「美和病院前」バス停は、美和病院移転により、名称が「旧美和病院前」に変わります。

○移転先の美和病院の敷地内に「美和病院」バス停を新設するため、ルートが一部追加され、新たに運賃が設定されます。

○岩国市美和町内のダイヤが一部変更になります。

その他

7月1日(火)以降の時刻表と運賃表は、市ホームページで確認してください。

問い合わせバス運行業者

大竹・栗谷線バス	大竹交通 ☎52-1515
坂上線バス	大竹タクシー ☎52-3131
こいこいバス	大竹交通 大竹タクシー

子育て応援シリーズVol.1

ゼロから生まれる心のゆとり

10月1日から

こどもの医療費を無償化します

0歳から18歳まで

市のこども医療費助成制度では、これまで医療機関ごとに通院は月4日まで、入院は月14日まで、一部負担金として1日500円が必要でしたが、10月1日からは全額無償化します。

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

担当者に聞く
教えてヒヤマさん

子どもが
健やかに育つ幸せを
感じられるまちに



保健医療課 国保年金係
檜山 智範

こどもの医療費の無償化は、市民の要望により実現しました。令和5年度に就学前児童や小学生がいる世帯に実施した「第三期大竹市子ども・子育て支援事業計画」のアンケートで、こどもの医療費を無償化してほしいという声が多く寄せられ、子どもが健やかに育つ幸せを感じられるまちになるよう、導入に踏み切りました。

10月1日から始まるこどもの医療費の無償化によって、子育て世帯の経済的負担の軽減だけでなく、子どもを病院に連れて行きやすくなることで、心理的負担の軽減にもつながると考えています。

こどもの医療費の
無償化申請が必要な方

8月1日時点で、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療の対象者（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの方）には、7月下旬に申請書を送付します。以前こども医療の対象となっていた方でも再度申請が必要となりますので、必ず申請してください。

※10月診療分から助成の対象になります。

※新たに対象となる方で、申請書が届いていない方は、保健医療課に連絡してください。

申請に必要なもの

○申請書
○対象のこどもの健康保険の資格情報
報の分かるもの

申請方法

申請に必要なものを同封の返信用封筒に入れて返送してください。

申請期限

8月29日(金)



医療費の自己負担分の一部を助成します—
福祉医療制度

問い合わせ
保健医療課 ☎59-2141

市の福祉医療には①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療④精神障害者医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものはありません。

現在受給者証を持っている方で、更新時に引き続き受給資格があれば、新しい受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限の過ぎた受給者証は返却するか、自身で確実に破棄してください。

また、転出や所得制限などで受給資格がなくなった場合は、受給者証を必ず返却してください。

なお、表の基準に該当する方で、まだ認定を受けていない方は、所定の申請をしてください。

※認定には審査があります。
申請・返却
受給者証の返却や認定申請をする方は、保健医療課または各支所へ。

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
①重度心身障害者医療	・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A、A、B)を持っている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。 ※令和3年3月末時点で18歳以下の児童は、令和7年10月1日以降は③こども医療に移行します。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満である(扶養人数などにより、基準額は変わります) ※継続して常時、人工呼吸器などを装着している方は、所得制限が緩和される場合があります。	・医療機関 1日200円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで) ・保険薬局(処方箋などの薬代) 一部負担金は必要ありません。
②ひとり親家庭等医療	・ひとり親の家庭などで令和3年3月末時点で18歳以下の児童とその児童を養育している父親または母親など ・父母のいない令和3年3月末時点で18歳以下の児童 ※令和3年3月末時点で18歳以下の児童は、令和7年10月1日以降は③こども医療に移行します。	・所得税非課税の世帯の方(平成22年度税制改正前基準による) ただし住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	・医療機関 1日500円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで) ※③こども医療は令和7年10月1日から一部負担金が不要となります。 ・保険薬局(処方箋などの薬代) 一部負担金は必要ありません。
③こども医療	・0歳から高等学校卒業程度(18歳に達する日以降の最初の3月31日)まで ※進学・就職の有無は不問	・所得制限無し	・医療機関 1日200円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで) ※入院は対象外 ・保険薬局(処方箋の薬代) 一部負担金は必要ありません。
④精神障害者医療	・精神障害者手帳1級と自立支援医療受給者証(精神通院)両方の交付を受けている方 ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	・本人所得が169万5千円未満かつ扶養義務者所得が628万7千円未満である(扶養人数などにより、基準額は変わります)	・医療機関 1日200円必要(医療機関ごとに、通院は月4日まで) ※入院は対象外 ・保険薬局(処方箋の薬代) 一部負担金は必要ありません。



公園や子育て支援施設が充実している!

自然に触れ合える場所が多い!

Y・Mさん
Iちゃん
(1歳7カ月)

以前住んでいたところは無償だったので、大竹市でもこの制度が始まると広報紙を見て知り、喜んでいました。お金がかからないことで、風邪の引き始めや長引いてしまったときに子どもを病院に連れて行きやすくなると思います。

I・Mさん
Nちゃん
(1歳0カ月)

この制度が始まることは知らなかったのですが、純粋にうれしいです。これとは別ですが、おむつや離乳食、赤ちゃんの水などを配達してくれる制度もとてもありがたいです。



公園がたくさんあってキレイ!

高野 初美さん
日奈美ちゃん
(2歳3カ月)

全国的にこどもの医療費を無償化していこうという流れがある中、大竹市でこの制度が始まると聞き、ありがたいという気持ちが大きいです。病院でお金を支払う際に、これまでは子どもを抱いて支払うのが少し大変でしたが、そういうやりとりが無くなるので、細かいことですが、すごく助かります。

この制度をどう思いますか?
—大竹市の好きなところも聞いてみました—

第27回 参議院議員通常選挙

7月3日(木) 公示

7月4日(金)▶19日(土)
期日前投票

7月20日(日) 投・開票

問い合わせ
選挙管理委員会事務局 ☎59-2188

市内で投票できる方

平成19年7月21日までに生まれ、7月2日現在、大竹市の選挙人名簿に登録されている方。

市内で投票できない方

4月3日以降に大竹市に転入した方は、前住所地の選挙人名簿に登録

投票日に用事がある方は 期日前投票

投票日に、仕事や旅行などで投票に行けないときは、期日前投票を利用しましょう。

期日前投票所で、投票当日に行けない理由を申し立てた宣誓書を提出してください。それ以外は、当日の投票と同じです。

投票所入場券(はがき)裏面の宣誓書欄に事前に記入しておく、早く受け付けることができます。また、市役所以外でも期日前投票所を開設します。

期日前投票所

投票所	開設日	開設時間	対象区域
大竹市役所	7月4日(金) ~7月19日(土)	8時30分 ~20時	全域
谷和集会所	7月16日(水)	10時~12時	栗谷地区のみ
広原公民館		14時~18時	
谷尻公民館	7月17日(木)	10時~12時	飯谷地区のみ
農林振興センター		14時~18時	
前飯谷公民館		14時~16時	
玖波公民館	7月18日(金)	10時~18時	全域
大竹会館	7月18日(金) ~7月19日(土)	10時~18時	全域

されていますので、前住所での投票となります。

投票所入場券(はがき)

投票所と投票時間は、投票所入場券(はがき)に記載してありますので、必ず確認してください。

指定された投票所以外では投票できません。はがきは、7月3日(木)ごろまでに郵送します。投票のとき

※選挙人名簿に登録されている方で、投票のときに18歳未満の方は不在者投票となります。

○市役所で行う期日前投票所は市役所1階に設置します。車で来場する際は南側玄関前(にじいろこども園側)の駐車場を利用してください。

○今回の選挙から、大竹会館は、投票日の2日前と前日の2日間開設します。

入院先や滞在先で投票できません 不在者投票

指定の病院や老人ホームなどに入院などしている方は、その施設で投票することができません。不在者投票ができるか施設に確認して、投票用紙を請求してください。

また、他の市町村に出かけていて、投票当日も大竹市にはいないという方は、滞在先の選挙管理委員会へ投票することができません。所定の請求書を、本人が大竹市選挙管理委員会に直接、または郵便で提出してください。また、スマートフォンなどでオンライン申請もできます。詳しくは市ホームページに掲載しています。指定の場所に、投票用紙を書留で郵送します。郵送された書類を持って滞在先の選挙管理委員会に行き、投票してください。ただし、滞在先の

は、このはがきを忘れずに持参してください。

なお、市内転居などの住所整理は6月18日現在で行います。6月19日以降に市内転居をした方には、旧住所宛てに郵送しますので、旧住所の投票所で投票してください。

※投票所入場券(はがき)は、紛失などした場合でも、投票できます。投票所で係員に申し出てください。

投票所・投票時間

投票区	投票所	投票時間
1	防鹿集会所(防鹿)	7~19時
2	木野集会所(木野1)	
3	コミュニティサロン元町(元町2)	
4	旧本町保育所(本町1)	7~20時
5	大竹会館1階会議室(本町1)	
6	栄公民館(西栄3)	
7	総合市民会館体育館卓球室(立戸1)	
8	大竹市役所1階休憩室(小方1)	7~18時
9	黒川会館(黒川1)	
10	阿多田漁村センター(阿多田)	7~20時
11	コミュニティサロン玖波(玖波1)	7~19時
12	松ヶ原集会所(松ヶ原町)	
13	栗谷小学校ランチルーム(栗谷町小栗林)	

重い障害のある方は 郵便による投票

選挙管理委員会の勤務日以外の日や勤務時間外は投票できません。※市外での投票は、郵便を利用するため時間がかかります。早めに問い合わせてください。

郵便等投票証明書を持っている方は郵便による投票ができます。

該当する場合は、証明書の交付を申請できます。※郵便による投票の場合、投票用紙

郵便による投票対象者

種別	障害の種類	等級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1~3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症~第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症~第3項症
介護保険被保険者証		要介護5
併せて代理記載制度の申請ができる方		
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症~第2項症

投票の方法

参議院議員通常選挙では、広島県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの投票が行われます。

広島県選出議員選挙
投票用紙に候補者1人の氏名を書いてください。

比例代表選出議員選挙
投票用紙に候補者1人の氏名または政党その他の政治団体の名称(略称可)を1つ書いてください。

代理投票・点字投票

心身の故障などで、投票用紙に候補者名などを書けない場合は、投票所で係員に申し出てください。あなたに代わって、あなたの支持する候補者名などを書きます。投票の秘密は固く守られます。

視覚の障害のため点字で投票をしたいという場合は、係員に申し出て、点字用の記載がある投票用紙を受け取ってください。簡易の点字器を用意しています。

選挙公報

選挙公報は新聞折り込みで各家庭に配布する予定です。折り込み対象の新聞は、中国、毎日、朝日、読売、産経、日経の各紙です。

また、新聞折り込みのほか、各支所、各公民館、各コミュニティサロン、サントピア大竹などにも備え付ける予定です。

即日開票

開票は、7月20日(日)21時から小方学園講堂で行います。開票速報は開票所へ掲示するほか、市ホームページにも掲載します。※各支所での開票状況の速報掲示は行いません。

市役所での期日前投票
市役所の期日前投票所は1階になります。
駐車場は、南側玄関前(にじいろこども園側)が便利です。





定額減税・補足給付金 (不足額給付)

問い合わせ 税務課 ☎59-2128

【定額減税】(手続き不要)

納税義務者本人の令和6年分の合計所得金額が1000万円を超え、1805万円以下で、同一生計配偶者(令和6年分の合計所得金額が48万円以下の方で国内居住者に限る)がいる方
定額減税可能額
令和7年度個人住民税所得割額から1万円を上限に減税

【不足額給付】

対象

令和7年1月1日時点市内在住で、次の不足額給付Iまたは不足額給付IIのいずれかに該当する方
(不足額給付I)
所得減少などの理由で、昨年度に実施した調整給付の支給額に不足が生じる方
(不足額給付II)
令和6年度定額減税の対象外で、次の要件を全て満たす方
①令和6年分の合計所得金額が48万円以上の方や、青色事業専従者および事業専従者(白色)など、税制度上、扶養親族として定額減税の対象外の方
②低所得世帯向け給付(注)対象世帯の世帯主および世帯員に該当しない方
(注) 次のいずれかを指します。
・令和5年度非課税世帯および均等割のみ課税世帯向け給付金
・令和6年度新規非課税世帯および新規均等割のみ課税世帯向け給付金

給付額
(不足額給付I)
不足する額(本来給付すべき額と実際に給付した額との差額)を1万円単位で切り上げた額
(不足額給付II)
一律4万円

利用できる税・保険料など
○市県民税(普通徴収) ○固定資産税・都市計画税(軽自動車税(種別割) ○国民健康保険料(普通徴収) ○介護保険料(普通徴収) ○後期高齢者医療保険料(普通徴収) ○保育料○副食費○市営住宅使

税や保険料、保育料などの口座振替手続きが簡単に

「ペイジー口座振替受付サービス」

— キャッシュカードと本人確認書類で手続きOK —

問い合わせ 税務課 ☎59-2127

市は、ペイジー口座振替受付サービスを行っています。
印鑑は不要で、キャッシュカードと本人確認書類があれば税務課(4番窓口)で簡単に口座振替依頼ができる便利なサービスです。来庁の際は、ぜひペイジー口座振替受付サービスを利用していただきます。

利用できる税・保険料など

○市県民税(普通徴収) ○固定資産税・都市計画税(軽自動車税(種別割) ○国民健康保険料(普通徴収) ○介護保険料(普通徴収) ○後期高齢者医療保険料(普通徴収) ○保育料○副食費○市営住宅使

給付額

(令和6年1月1日時点で国外居住者だった場合は3万円)
手続き
7月下旬以降、対象者に確認書などを送付する予定です。詳細は、市ホームページに随時更新しています。併せて確認してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証は廃止されました

○マイナ保険証の方 申請 不要

○資格確認書の方 申請 必要

国の法改正で令和6年12月2日以降、限度額適用・標準負担額減額認定証は発行されなくなりました。必要な方には、申請により自己負担限度額の区分を併記した資格確認書を発行します。この資格確認書を提示することによって、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月あたりの自己負担額が11ページ表4のとおり限度額までとなります。
必要な方は保健医療課または各支所で申請手続きしてください。

申請が必要な方

資格確認書の適用区分欄(負担割合欄の下)に記載のない方で、次に該当する方
ア 現役並み所得者I・IIに該当する方
イ 住民税非課税世帯に属する方

低所得者IIで長期入院の方

○マイナ保険証の方 申請 必要

○資格確認書の方 申請 必要

過去12カ月の入院日数が合計90日を超える場合、申請により標準負担額がさらに減額となります。該当すると思われる方は、医療機関が発行した領収書など入院日数が確認できるものを持参して、保健医療課または各支所で申請してください。

8月から

国民健康保険・後期高齢者医療保険がマイナ保険証または資格確認書に代わります。

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

「マイナ保険証」を持っている方

医療保険の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」を郵送します。引き続き受診するときは、マイナ保険証(健康保険証の利用登録がされたマイナナンバーカード)を提示してください。

「マイナ保険証」を持っていない方

従来の保険証と同じサイズの「資格確認書」を郵送します。「資格確認書」を提示して受診できます。新しい「資格確認書」の色は「水色」です。

※「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は7月下旬に郵送します。また、記載内容に相違があれば、早めに届け出てください。

70歳から74歳の負担割合

70歳から74歳の方に送付する「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」には、医療費の負担割合が記載されており、

有効期限が過ぎた古い保険証や資格確認書は、保健医療課または各支所に返却するか、自身で廃棄してください。また、「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」の記載内容と事実と相違があれば、早めに届け出てください。

2割または3割に区分されています。(10ページ表1)

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新を

○マイナ保険証の方 申請 不要

○資格確認書の方 申請 必要

医療機関で「資格確認書」と一緒に提示することで、食費や居住費の標準負担額、医療費の1カ月あたりの自己負担額が限度額までとなります。(10ページ表2)
認定証の交付を受けるには、申請が必要で、申請が必要な方は保健医療課または各支所で手続きしてください。
※保険料に滞納がある方は認定できません。

申請が必要な方(毎年申請が必要)

○70歳以上の国保被保険者で、現役並み所得I・IIの世帯の方または住民税非課税世帯の方
○70歳未満の国保被保険者

長期入院の方

○マイナ保険証の方 申請 必要

○資格確認書の方 申請 必要

認定区分がオまたは低所得者IIとなる方で、過去12カ月の期間内の入院日数が合計90日を超え、その間が非課税世帯であった場合は、標準負担額がさらに減額となります。(10ページ表2)

申請

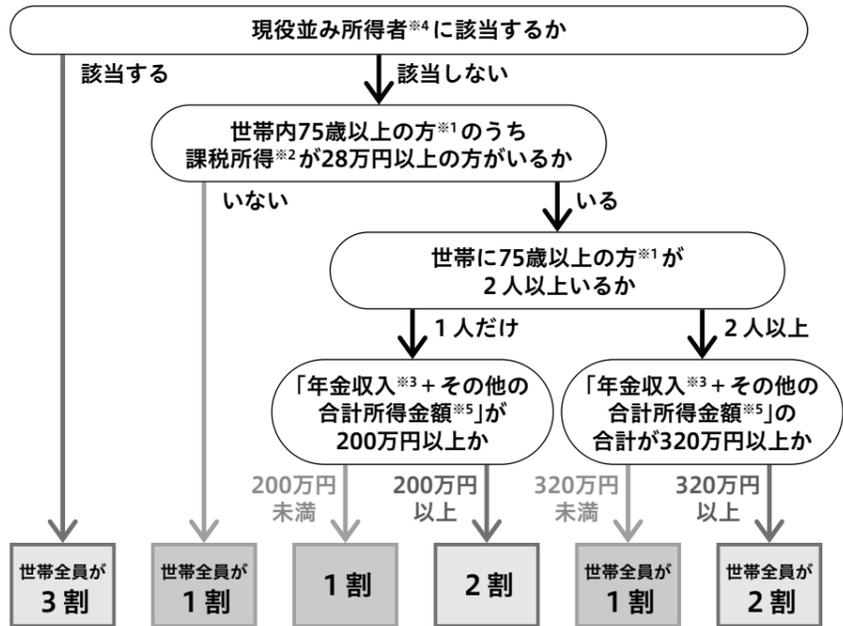
現在、長期入院に該当する認定証を持っている方へ申請書を郵送しました。保健医療課または各支所で申請してください。

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療資格確認書は、7月末までに対象の方全員に、後期高齢者医療広域連合から郵送されます。郵送は黄色の封筒に入れて特定記録郵便で送付されます。新しい資格確認書は、これまでと同じ大きさで「オレンジ色」です。

マイナ保険証を持っている方は、これまでどおりマイナ保険証を提示して受診できます。持っていない方は、送付された資格確認書を提示して受診してください。

(表3) 窓口負担2割の対象となるかどうかの主な判定の流れ



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含まれません。
- ※4 課税所得145万円以上かつ収入額の合計が、383万円(単身世帯の場合、複数世帯の場合は、520万円)以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。

(表4) 限度額認定証(認定証)自己負担限度額・標準負担額一覧

後期高齢者医療被保険者

・後期高齢者医療被保険者の自己負担限度額

区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(※世帯単位)
住民税課税世帯	現役並み所得者Ⅲ 課税所得690万円~	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)(※多数回該当)
	現役並み所得者Ⅱ 課税所得380万円~	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)(※多数回該当)
	現役並み所得者Ⅰ 課税所得145万円~	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)(※多数回該当)
	一般Ⅱ 2割負担	18,000円または、6,000円+(医療費-30,000円)×10%の低いほうを適用(8月~翌年の7月の年間限度額は144,000円)
	一般Ⅰ 1割負担	18,000円(8月~翌年の7月の年間限度額は144,000円)
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	24,600円
	低所得者Ⅰ	15,000円

※多数回該当:過去12カ月間で3回以上自己負担額が限度額に達した場合、4回目から限度額が下がります。
 ※世帯単位:加入している医療保険が異なる場合は合算できません。

・後期高齢者医療被保険者の入院時の標準負担額

区分	標準負担額(1食)	療養病床※1入院の場合の標準負担額	
		食費(1食)	居住費(1日)
現役Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ	510円※3	510円※4	370円※5
低所得者Ⅱ	240円	240円	370円※5
	長期入院該当者	190円	370円※5
低所得者Ⅰ	110円	140円	370円※5
	老齢福祉年金受給者 境界層該当者※2	110円	0円

- ※1 療養病床:主に慢性疾患など、症状は安定しているが長期の療養が必要な方のための病床(病棟)のことです。
- ※2 境界層該当者:老齢福祉年金受給者(全額支給停止を除く)で、同一世帯の世帯員全員が住民税非課税世帯の方です。
- ※3 指定難病患者の方は300円、平成28年3月31日時点で既に1年以上精神科病棟に入院しており、引き続き入院している方は260円になります。
- ※4 管理栄養士または栄養士による栄養管理などが行われている保険医療機関の場合です。それ以外は470円になります。
- ※5 指定難病患者の方は0円になります。

(表1) 負担割合の判定基準【国保】

同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者の住民税課税所得の金額	負担割合	同一世帯の国保被保険者および70歳以上75歳未満の世帯員の収入合計	負担割合
145万円以上	3割	複数世帯...520万円未満	2割
145万円未満	2割	単身世帯...383万円未満	

※ただし、住民税課税所得が145万円以上でも次の場合は、基準収入額適用申請により負担割合が変わります。

- (注1) 昭和20年1月2日以降に生まれた70歳以上の国保被保険者の属する世帯の基礎控除後の課税所得額の合計額が210万円以下の場合も2割負担になります。
- (注2) 単身世帯とは、同一世帯の被保険者が1人の世帯。複数世帯とは、同一世帯に被保険者が2人以上いる世帯です。なお、国保の方で世帯に国保から後期高齢者医療制度に移行した方がいる場合は、その方の収入も合算します。
- (注3) 課税所得とは、地方税法上の扶養控除など各種控除後の所得のことです。
- (注4) 収入とは、「住民税の課税所得額の計算上収入金額とすべき収入」のことです。(例) 令和7年8月~令和8年7月の判定...令和6年中(1月~12月)の収入であり、令和7年1月1日の属する年度分の地方税の規定による住民税の課税所得額の計算上収入額とすべき金額(事業・不動産などの収入も含む)。

(表2) 限度額認定証(認定証)自己負担限度額・標準負担額一覧

国保被保険者

70歳未満の方

区分	自己負担限度額(1カ月)	標準負担額(1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
基礎控除後の「総所得金額等」が901万円を超える世帯(認定証に「ア」と表記)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から140,100円となります。	510円	510円(※1)	370円
基礎控除後の「総所得金額等」が600万円を超え901万円以下の世帯(認定証に「イ」と表記)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から93,000円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円を超え600万円以下の世帯(認定証に「ウ」と表記)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
基礎控除後の「総所得金額等」が210万円以下の世帯(認定証に「エ」と表記)	57,600円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から44,400円となります。			
住民税非課税世帯 同一世帯の世帯主、被保険者全員が住民税非課税の世帯(認定証に「オ」と表記)	35,400円 ただし、過去12カ月で4回以上該当した場合は、4回目から24,600円となります。	240円 (長期入院該当190円※2)	240円	370円

70歳以上の方

区分	自己負担限度額(1カ月)	標準負担額(1食)	療養病床入院の場合の標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者 資格確認書などの負担割合が3割	Ⅲ (認定証は不要) 課税所得690万円以上	510円	510円(※1)	370円
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満			
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満			
一般 資格確認書などの負担割合が2割で住民税課税世帯(認定証は不要)	入院:57,600円(4回目以降は44,400円) 外来:18,000円(8月~翌年7月の年間限度額は144,000円)			
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ 同一世帯の世帯員全員※3が住民税非課税(認定証に「区分Ⅱ」と表記)	入院:24,600円 外来:8,000円	240円 (長期入院該当190円※2)	240円	370円
住民税非課税世帯 低所得者Ⅰ 同一世帯の世帯員全員※3が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80.67万円で計算)を差し引いたときに0円となる方(認定証に「区分Ⅰ」と表記)	入院:15,000円 外来:8,000円	110円	140円	370円

- ※1 栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、470円となります。
- ※2 過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。
- ※3 国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国保被保険者」となります。

保険料率が決まりました

国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療保険

― 決定額・納付書は7月中旬に送付します ―

問い合わせ
税務課 ☎59-2128

【国民健康保険料】

世帯主が納付義務者となります。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合も、納付義務者は世帯主（擬制世帯主）となります。

◆特別徴収（年金天引き）

世帯の国民健康保険加入者が全員が65歳以上で、次の要件に全て該当する方は、保険料が世帯主の年金から天引きされます。

- 世帯主が国民健康保険加入者で年度内に75歳に到達しない
- 世帯主の特別徴収の対象となる年金受給額が年額18万円以上

○世帯主の介護保険料が特別徴収されている
○介護保険料との天引き額の合計が、年金受給額の2分の1以下

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）

次のいずれかに該当する方
○特別徴収の要件に該当しない
○国保に加入したばかり
○大竹市に転入したばかり

【介護保険料】

第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、世帯の課税状況や被保険者の所得などによって決まります。

◆特別徴収（年金天引き）

○年金受給額が年額18万円以上

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）
次のいずれかに該当する場合
○年金受給額が年額18万円未満
○65歳になったばかり
○大竹市に転入したばかり
○その他特別な事由により特別徴収ができない方

【後期高齢者医療保険料】

75歳以上の方（65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により広域連合の認定を受けた方を含む）を対象とした医療制度です。

保険料の決め方

被保険者1人1人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」の合計額になります。

◆特別徴収（年金天引き）

年金受給額が年額18万円以上の方のうち介護保険料が特別徴収で、後期高齢者医療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方

◆普通徴収

（納付書払い・口座振替）
次のいずれかに該当する場合
○75歳になったばかり
○大竹市に転入したばかり
○その他、特別徴収の事由に該当しない
※特別徴収の対象者でも、申し出をすれば口座振替で納付することができ（介護保険料を除く）

国民健康保険

国民健康保険の保険料率

国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分（支援金分）と介護分で構成され、それぞれ所得割、均等割と平等割を合計した額が賦課されます。

	医療分 (加入者全員)	支援金分 (加入者全員)	介護分 (40歳から64歳の方)	計 算 方 法
①所得割	8.35%	2.84%	2.34%	基準総所得金額×所得割率
②均等割	36,113円	11,600円	11,067円	均等割×世帯内の加入者数
③平等割	23,594円	7,579円	5,354円	1世帯当たりの金額
賦課限度額	660,000円	260,000円	170,000円	①から③の合計額の上限

※65歳以上の加入者は介護保険料個別納付になるため、介護分の負担はありません。

※所得割の算定に用いる「基準総所得金額」とは、令和6年中の総所得金額等から43万円を差し引いた金額です。ここでいう「総所得金額等」とは、給与所得や申告分離課税の配当所得などの各種所得の合計額で、各種所得控除を差し引く前の金額です（国民健康保険では退職所得は含みません）。所得割の算定では、雑損失の繰越控除の適用はありません。

国民健康保険料の軽減

(1) 低所得世帯にかかる保険料の軽減

次の所得の世帯の方は、保険料の均等割額と平等割額が軽減されます。

擬制世帯主と国民健康保険加入者の令和6年中の総所得金額等の合計額	軽減割合
43万円以下の世帯 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割
43万円 + (30万5千円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (56万円 × 加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の世帯	2割

※給与所得者等とは、給与所得者（給与収入55万円超え）と公的年金等の支給（60万円超え（65歳未満）または110万円超え（65歳以上））を受けるもの。

(2) 未就学児にかかる保険料の軽減

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児（平成31年4月2日以降生まれの方）にかかる保険料の均等割額が5割軽減されます。「(1)低所得世帯にかかる保険料の軽減」に該当する世帯は、軽減後の均等割額から5割軽減されます。

所得の基準による均等割額の軽減	未就学児以外の方の均等割軽減割合	未就学児の均等割軽減割合
7割軽減世帯	7割	8.5割
5割軽減世帯	5割	7.5割
2割軽減世帯	2割	6割
軽減なし世帯	軽減なし	5割

(3) 産前産後期間の保険料の軽減

出産（予定）被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を免除します。出産の予定日（出産日）が属する月の前月から出産の予定日（出産日）が属する月の翌々月の計4カ月分の保険料を減額します。多胎妊娠・出産の場合は、出産の予定日（出産日）が属する月の3カ月前から6カ月間を減額します。産前産後期間の軽減（出産予定日の6カ月前から届け出可能）を受けるには届け出が必要です。

均等割額 49,621円 + 所得割額 所得割率9.63% (※1) = 年間保険料 (限度額80万円)

※1 所得割額 = {総所得金額等(※2) - 基礎控除(※3)} × 所得割率(9.63%)

※2 総所得金額等とは、収入から控除額等を差し引いて算出される金額のことで、社会保険料控除等の各種所得控除前の金額です。また、退職所得以外の分離課税の所得金額も総所得金額等に含まれます。

※3 基礎控除は、前年の合計所得金額から43万円を差し引いた金額です（所得により例外もあります）。

後期高齢者医療保険料の軽減

○均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年所得の合計額 (__部分は★「年金・給与所得者」の数が2人以上の場合に計算します)	軽減後の均等割額
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	7割軽減 14,886円/年
43万円 + (30万5千円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	5割軽減 24,810円/年
43万円 + (56万円 × 世帯内の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下の場合	2割軽減 39,696円/年

★「年金・給与所得者」とは、給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方です。

③均等割額の軽減は、世帯内の被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。ただし、次の①・②については所得割額で用いる総所得金額等とは取り扱いが異なります。

- ① 65歳以上の方で公的年金等控除の適用がある方は、公的年金等に係る所得から15万円を限度として控除します。ただし、障害認定(65歳)の被保険者で保険料算定に64歳時の所得・課税情報を使用する対象者は含まれません。
- ② 「専従者控除」、「居住用財産や取用により譲渡した場合等の課税の特例」の適用はありません。

※後期高齢者医療制度加入直前に、国保および国保組合を除く健保組合などの被扶養者であった方については資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減となり、所得割額の負担はありません。ただし、表中の均等割額の7割軽減にも該当する方については、7割軽減が適用されます。

※軽減判定は、賦課期日（令和7年4月1日または資格取得日）時点で行われます。賦課期日後に世帯異動があった場合でも再判定は行いません。

※所得などの申告がない場合は、軽減されないことがあります。

後期高齢者医療保険

第1号被保険者の介護保険料

段 階	対 象 者	年間保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方または生活保護を受給している方	17,168円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 本人の前年の合計所得金額（課税年金収入に係る雑所得を除く）と課税年金収入の合計	80万9千円以下
第3段階		80万9千円超え 120万円以下
第4段階		120万円超え
第5段階	本人が住民税非課税で 世帯の誰かが住民税課税	80万9千円以下
第6段階		80万9千円超え
第7段階	本人が住民税課税 本人の前年の合計所得金額	120万円未満
第8段階		120万円以上 210万円未満
第9段階		210万円以上 320万円未満
第10段階		320万円以上 420万円未満
第11段階		420万円以上 520万円未満
第12段階		520万円以上 620万円未満
第13段階		620万円以上 720万円未満
	720万円以上	144,576円

※「世帯」とは、毎年4月1日時点（年度途中に65歳になった方や転入した方は、それぞれ誕生日の前日・転入日）の住民基本台帳（住民票）の世帯です。

※介護保険料の算定に使用する「合計所得金額」とは、事業所得や給与所得などの各種所得の合計額で、社会保険料控除などの各種所得控除を差し引く前の金額です。

※合計所得金額は、繰越損失がある場合、損失の繰越控除前の金額を合計します。租税特別措置法に規定される長期譲渡所得等に係る特別控除がある場合は、適用後の金額となります。

介護保険

感謝状の贈呈

元 食生活改善推進員

角本美代子さん 藤森玲子さん 阿部さわ子さん

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

市食生活改善推進員として、地域で10年以上にわたり、食を通してさまざまな活動をされてきた功績に対し、退任された3人の方に市から感謝状が贈呈されました。

- 靴の履き方チエック**
- つま先は5mm程度余裕があり適度に曲がる
 - かかと部分はクッション性に優れている
 - 靴ひもやマジックテープで調整できしっかりフィットさせられる
- 持ち物チエック**
- 帽子、水分補給用の飲み物、汗拭きタオル
- 熱中症に注意**
- 熱中症が心配される季節です。暑さ指数などを確認し、涼しい時間帯を選ぶ、自宅な

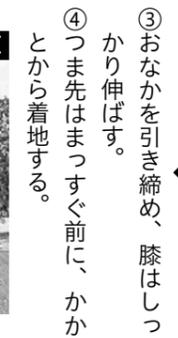


問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

じっとしている時間を減らそう VOL.3

毎月、+10のヒントとなる簡単体操などをご紹介します。今月は「ウォーキング 暑さに負けない熱中症対策」です。

ウォーキングの姿勢



① 頸を引き、視線はまっすぐ遠くに。
② 肩の力を抜き、背筋を伸ばす。
③ おなかを引き締め、膝はしっかり伸ばす。
④ つま先はまっすぐ前に、かかとから着地する。
⑤ 腕を締め、腕は前後に大きく振る。
⑥ つま先で地面を蹴る。

ど涼しい室内で動くなど熱中症対策を心がけましょう。また体調がすぐれないときは無理をしないようにしましょう。

日常生活で暑熱順化を

暑熱順化とは体が暑さに慣れることです。日常生活の運動や入浴などで汗をかき、身体を暑さに慣れさせることが大切です。

※市は、国民健康保険加入の方を対象としたノルディックウォーキング教室を行っています。25ページをご覧ください。(7月はナイター開催)

こうして+10

推奨される活動時間は、18〜64歳は1日60分、65歳以上は1日40分です。

例えば

- テレビを見ながら筋トレやストレッチ
- 掃除や洗濯などの家事をきびきびと行う
- エスカレーターでなく階段を使う
- 自転車や徒歩で通勤する

あなたに合った+10を見つけてみましょう。

協力・監修 METS・やまと

『よく噛める 8020達成者表彰式』

『子どもの歯を守るつどい』

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153



6月7日、ギャラリーおたけで「よく噛める8020達成者表彰式」が行われ、80歳になっても自分の歯を20本以上維持している40人が表彰を受けました。

表彰される方を代表して、竹本善亮さんが大竹地区歯科衛生士連絡協議会の川口裕之会長から表彰状と記念品を受け取りました。

竹本さんは「日頃から歯の手入れには気を付けています。これからも自分の歯でおいしく食事ができるように努力していきます」と話していました。

同日、総合市民会館では『子どもの歯を守るつどい』が開催され、6年ぶりに再開したフッ素塗布や歯科健診、ブラッシング指導などが行われました。ロビーでは、市内保育所などの子どもたちが描いた歯の健康の絵画展示がありました。



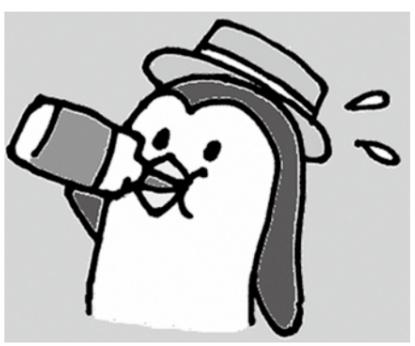
1 8020達成者で記念撮影 2 代表の竹本さんに表彰状と記念品を贈呈 3 大きく口を開けて歯のチェック 4 フッ素を塗って虫歯を防ごう 5 お口の模型上手に作れたよ 6 歯ブラシとフッ素入り歯磨き粉をプレゼント。

屋外だけじゃない！ 熱中症を防ぐノウハウ

こまめな水分、塩分補給を

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2153

熱中症とは、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をいいます。屋外だけでなく室内でも何もしないときでも発症することがあります。



熱中症の症状

めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉のこむら返り、症状がすすむと頭痛、嘔吐、倦怠感、判断力低下、集中力低下、虚脱感

熱中症予防のために

- ◎ 暑さを避ける、身を守る
- 室内では
- ・ 扇風機やエアコンで温度を

○ からだの蓄熱をさけるために 吸湿性・速乾性のある通気性のよい衣服を着用

・ 保冷剤、氷、冷たいタオルなどで、からだを冷やす

◎ こまめに水分を補給する

室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分・塩分などを補給

注意

○ 暑さの感じ方は、人によって異なります。

その日の体調や暑さに対する慣れなどが影響します。体調の変化に気をつけましょう。

○ 高齢者や子ども、障害のある方は特に注意。

熱中症患者のおよそ半数は65歳以上の高齢者です。暑さや水分不足に対する感覚機能やからだの調整機能も低下しているため、注意が必要です。

また、子どもは体温の調節能力が十分に発達していませんので、気を配る必要があります。

熱中症予防のための情報・資料(厚生労働省ホームページ)はこちらから。



被爆80年を迎えて

問い合わせ
原爆被害者友の会(賀屋宅) ☎57-3388

「大竹のヒロシマの日」

大竹市原爆死没者追悼・平和祈念式典

8月6日(水) 8時▶9時

原爆慰霊碑「叫魂」前(総合市民会館)

多くの犠牲者、被爆者を出した大竹市。「大竹のヒロシマの日」として平和祈念式典を開催します。

※熱中症対策のため、上着着用は不要です。
※式典中、原爆慰霊碑前の通行はできません。

平和祈念被爆80年 原爆死没者追悼イベント

8月5日(火) 18時▶20時

総合市民会館2階ホール
(入場受け付け17時30分)

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから80年を迎えました。原爆の被害を受けた人々の痛みや苦しみを忘れず、平和の大切さを再認識するため、追悼の意を込めてイベントを開催します。



内容

- 第1部 音楽イベント
二階堂和美さん
三宅由利子さん
- 第2部 被爆体験朗読会
- 第3部 死没者追悼キャンドル点灯
「叫魂」前

※一般の方も来場できます。
※イベント開催から翌日の平和祈念式典終了まで、原爆慰霊碑前の通行はできません。

戦後・被爆80年、公民館で 平和の意味を考えよう。

玖波公民館開催

問い合わせ
☎577084

平和を考える日

核兵器のない
平和な世界を
目指して

とき
8月2日(土)13時~15時15分

第1部「平和学習」

13時~14時

内容 核兵器の無い平和な世界を目指して、私たちにできることをみんなで考えましょう。

講師 西村宏子さん(広島平和記念資料館平和学習講師)

第2部「原爆朗読会」

14時15分~15時15分

内容 80年前原爆の日子どもを亡くしたお母さんの手記や原爆の詩、作品を朗読

講師 内海雅子さん(フリーアナウンサー)

申し込み 7月4日(金)から電話または直接玖波公民館へ。

三宅由利子プロジェクト 広島大竹の親子が紡ぐ 「父と暮せば」朗読の旅

とき 8月6日(水)13時30分~15時(13時~開場)

内容 井上ひさしの作品「父と暮せば」を親子で繰り広げる朗読劇

出演 三宅由利子さん・三宅信之さん・ト書き 森永明日夏さん

定員 60人程度

申し込み 7月4日(金)から電話または直接玖波公民館へ。

栄公民館開催

問い合わせ
栄公民館
☎536688

平和講座

原爆と大竹

昭和20年8月6日、運命を分けた列車の乗車

とき 8月2日(土)10時~11時30分

対象 平和・歴史に関心のある方

内容 80年前の8月6日朝、山陽本線の上り列車に大竹・小方・玖波の各町村から

平和コンサート2025

今年も栄公民館から平和をテーマにした歌と演奏をお届けします。

とき 8月3日(日)13時30分~15時

内容

第1部 ことみさん(ギター弾き語り)

第2部 ニシクラカルテット(クラリネット四重奏)

定員 50人

持参品 上履きと靴入れ袋

申し込み 7月3日(木)から電話または直接栄公民館へ。



川の生きもの観察会

問い合わせ 環境整備課 ☎59-2154

大竹の川に、どんな生きものが生息しているか知っていますか。栗谷地区を流れる玖波川で、魚や水生昆虫を採集し観察する体験を通して、大竹の自然に触れてみませんか。専門家による解説もあります。友達や家族と協力して、たくさん生きものを見つけてみましょう。

対象 市内在住または通勤・通学の方とその家族(小学3年生以下は保護者同伴)
講師 県環境保健協会職員
定員 40人(申込順)
申し込み 7月8日(火)9時から31日(木)17時までに、電話またはQRコードからの電子申請で、環境整備課に申し込んでください。
無料送迎バス(申し込み必要) 停車場 玖波支所、市役所本庁、総合市民会館、大竹支所、栄公民館
定員 28人(申込順)
※車での来場は、栗谷小学校に駐車してください。



令和7年度
川の生きもの
観察会
参加希望
申請フォーム



小方学園プール開放

水深70cmの小プールもあるよ!

問い合わせ 生涯学習課 ☎536677

期間

【7月】土・日曜日、祝日

【8月】16日(土)を除く全日

【9月】6日(土)、7日(日)

(いずれも13時~19時)

※遊泳は18時50分、入場は18時20分まで。中学生は原則18時まで(保護者同伴の場合は18時50分まで遊泳可)。
スイミング教室の開催時間中

は遊泳できないことがあります。

対象

3歳以上(小学生以下は保護者同伴。保護者1人につき、原則子ども2人まで)

※大プール(水深1m~1.2m)での遊泳は、原則小学3年生以上

必要なもの
水泳帽子(衛生管理上必ず)

着用。貸し出し用もあります)

駐車場

テニスコート横またはサブグラウンドを利用していただきます。指定場所以外での駐車は厳禁です。

お願い

プール施設内は水分補給を除き飲食不可。自動販売機などはありません。



市ホームページは
こちらから。

海の事故ゼロ キャンペーン

問い合わせ 岩国海上保安署 ☎21-6118

海上保安庁は「海難ゼロへの願い」をスローガンに全国一斉に海の事故ゼロキャンペーンを行います。

期間 7月16日(水)~31日(木)

ポイント

- ライフジャケットの常時着用
- 防水パック入り携帯電話等による連絡手段の確保
- 携帯電話等のGPS機能をONにしておくことによる位置情報の発信
- 118番やNET118の活用

海の事件数118%! 注意



野生鳥獣の出没注意!

イノシシやクマと出会ったときに知っておきたいこと

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2130

イノシシ対策

イノシシは本来臆病な動物です。基本的に人と出合ってもイノシシの方から逃げていきます。しかし、けがをしていたり、犬に追われたり、発情期（晩秋から冬）などで興奮状態にあったり、至近距離で突然出合ったりした場合などは襲ってくる可能性があります。被害を未然に防ぐために次のことに注意してください。

攻撃や威嚇はしない

イノシシに出合ったら、慌てずによく向きを向かい合ったまま後退し、その場を立ち去りましょう。

募集 地域で防災活動を推進する防災リーダーになりませんか

問い合わせ
危機管理課 ☎59-2119



市ホームページはこちらから。

防災リーダーの活動には女性の力が必要です。あなたも一緒にやりませんか?



防災リーダーとは、地域の防災対策の推進と防災意識の普及を行い、自主防災組織の育成・活性を図ることを目的として市が認定する制度です。あなたも防災リーダーとなって、地域の防災活動の中心として活動してみませんか。

※防災リーダーに認定されるためには、新規育成研修を受ける必要があります。

対象 市内在住または勤務の高校生以上の方

申し込み 9月30日(火)までに危機管理課へ。申し込み用紙は市ホームページからダウンロードできます。

防災リーダー新規育成研修会

とき

①11月8日(土) 9時～16時

②11月15日(土) 9時～12時

※認定には、①②の受講が必要です。

ところ 市役所

内容 講義、実技(救命)

岩国基地に所属する米軍機による騒音の発生状況

問い合わせ
危機管理課 ☎59-2119



岩国基地の米軍機による騒音が発生しており、特に阿多田島では大きな問題となっています。

表は、各測定地点で70dB以上(大声でない)と会話が出来ない程度(騒音)が発生した回数を取りまとめたもので、空母艦載機の移駐完了前(平成29年)と、完了後の推移を記載しています。

令和6年度の騒音発生回数は、移駐完了前(平成29年)と比べて、阿多田島で1.5倍、西栄では10.7倍に増加しており、騒音が増大したままの状態が続いています。

(中国四国防衛局公表資料を基に広島県が作成。欠測期間を含む場合があります)

測定地点 (国測定器設置箇所)	移駐完了前		移駐完了後						令和6年度の増減				
	平成29年度 (A)	平成30年度 (B)	令和元年度 (C)	令和2年度 (D)	令和3年度 (E)	令和4年度 (F)	令和5年度 (G)	令和6年度 (H)	平成29年度比		前年度比		
									(H-A)	(H/A)	(H-G)	(H/G)	
岩国基地周辺	阿多田島	2,322回	3,182回	3,922回	3,932回	5,153回	4,087回	4,740回	3,504回	1,182回	1.5倍	▲1,236回	0.7倍
	西 栄	106回	86回	104回	131回	929回	1,376回	1,653回	1,137回	1,031回	10.7倍	▲516回	0.7倍
	廿日市市宮島	219回	300回	489回	615回	914回	716回	890回	647回	428回	3.0倍	▲243回	0.7倍
	廿日市市八坂公園	440回	564回	819回	720回	1,279回	987回	1,202回	872回	432回	2.0倍	▲330回	0.7倍
	江田島市沖美	88回	169回	177回	235回	292回	335回	434回	388回	300回	4.4倍	▲46回	0.9倍
*	*訓練空域 北広島町西八幡原	697回	668回	875回	991回	1,097回	764回	1,037回	637回	▲60回	0.9倍	▲400回	0.6倍
	6地点合計	3,872回	4,969回	6,386回	6,624回	9,664回	8,265回	9,956回	7,185回	3,313回	1.9倍	▲2,771回	0.7倍
参考	北広島町荒神原	—	580回	689回	635回	809回	781回	970回	657回	—	—	▲313回	0.7倍
	北広島町川小田	—	—	—	—	—	—	373回	—	—	—	—	—
	安芸太田町戸河内	—	148回	176回	103回	304回	297回	332回	255回	—	—	▲77回	0.8倍

有害鳥獣対策の支援

防除柵設置費用
狩猟免許取得費用を助成

問い合わせ
産業振興課 ☎59-2130

農地の柵の設置

イノシシなどの有害鳥獣による農作物への被害を防ぐため、田畑を守る被害防除柵などの設置に必要な費用の一部を支援します。

対象

市内に農地があり、農産物の被害を防除するため設置する方

補助の内容

ワイヤーメッシュなどの防除柵、電気柵、防護網など

補助率 2分の1(上限5万円)

背中を見せずに逃げる

クマがこちらに気づいていない場合は、気づかれないように静かにその場を立ち去りましょう。

クマがこちらに気づいている場合は、まだクマとの距離が十分にあれば、ゆっくり後ずさりして逃げま

申請方法
産業振興課に事前に相談の上、申請してください。

狩猟免許の取得

イノシシなどの有害鳥獣を捕獲するため、狩猟免許取得者の確保を指し、取得に必要な費用の一部を支援します。

対象

新規で「わな猟」の狩猟免許を取得予定の方のうち、市内に住所があり、かつ居住している方で、当該年度内に新たに狩猟免許を取得後、有害鳥獣捕獲に従事する方

※免許試験に不合格になった方は対象となりません。

補助の内容

試験料、登録手数料、講習受講料、狩猟免許取得に必要な医師の診断料

補助率 2分の1

申請方法

産業振興課に備え付けの申請書で申請してください。

しょう。背中を向けて走って逃げると、本能的に追いかけてくる可能性があります。

比較的近い距離で出合ってしまった場合も同様ですが、クマが近づいてくるそぶりを見せたら、注意をそらすために持っている荷物を置いて逃げるのも一つの方法です。

令和6年度の消費生活相談状況 —ネットやSNSでのトラブル増加—



問い合わせ
 ◆市消費生活センター（産業振興課内）
 ☎57-3236
 【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
 9時～12時・13時～16時
 ◆消費者ホットライン☎188（泣き寝入りイヤヤ）

消費者
シリーズ
No.290



令和6年度の相談状況

市消費生活センターの相談件数は、令和6年度は55件で、令和5年度の65件に比べて10件減少しています。
 全体の相談件数は、やや減少傾向にあるものの、高齢層でのネット取引や、SNSをきっかけとする消費者トラブルが増えています。

令和5・令和6年度販売購入形態別相談件数

購入形態	令和5年度	令和6年度
店舗購入	10	9
訪問販売	6	9
通信販売	23	15
電話勧誘販売	4	5
マルチ商法	0	0
訪問購入	4	1
架空請求・不当請求	3	0
借金(多重債務)	2	0
その他(不明・無関係)	13	16
全体件数	65	55

販売購入形態別相談状況では「通信販売」「訪問販売」の割合が高くなっています。
 ○契約当事者の年代は、依然として70歳以上の割合が最も多く42%を占めています。
 ○商品役務別で見ると、「商品一般」（身に覚えのない商品が届いたという相談、不正利用の相談など）、「化粧品、健康食品」などの相談があります。
 ○販売購入形態別では「通信販売」の割合が最も高く、全体の27%を占めます。「訪問販売」の大口でみると点検商法、修理サービスに関する相談、「電話勧誘販売」では、電話回線、魚介類の勧誘に関する相談があります。

自己解決をサポートする

「消費者トラブルFAQ」

—消費生活トラブルの
 対処方法が分かります—

「消費者トラブルFAQ」は、独立行政法人国民生活センターのウェブサイトで。FAQによくある質問（キーワード検索や、トラブル内容ごとのカテゴリ検索ができます）。

- 例えばこんなときに使えます。
- ☑不審なメールの対応方法
- ☑クリーニング・オフの仕方
- ☑覚えのない商品が届いたとき

- キーワード検索
 「不審な請求 詐欺」のようにキーワードで検索できます。複数語で検索を行う場合は、単語と単語の間をスペースで区切ってください。
- 注目のキーワード検索
 皆が目している情報にもアクセスしやすい。
- カテゴリ検索
 トラブル内容ごとに分かれたカテゴリから検索できます。



「消費者トラブルFAQ」の検索はこちらから。

年金
はなし
No.345

保険料を納めることが困難なときは「保険料免除制度」の活用を

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-11505
 保健医療課 ☎592-1141

「保険料免除制度」とは、さまざまな事情により保険料の納付が困難な場合に、その間の保険料を免除することができる制度です。

免除の申請をすると、本人・世帯主・配偶者の所得状況や失業・災害などの現況を審査し、承認された場合、所得に応じて4段階（全額・4分の3・半額・4分の1）の免除が受けられます。

申請時期

令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月分）の手続きは7月1日からです。

なお、これまで免除を受けている方で、引き続き免除を希望する方も、毎年手続きが必要となります。
 ※免除申請時に継続審査を希望した方は手続きが不要の場合があります。
 また、申請は受理された月から過去2年1ヵ月前（令和7年7月中に

申請する場合は令和5年6月～令和7年6月）までさかのぼって行うことができます。

保険料の免除を受けた場合、将来受け取る年金額は満額にはなりません。満額を受け取るためには、免除を受けた期間の保険料を10年以内に納付（「追納」といいます）する必要があります。

なお、免除開始から2年を経過すると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされますので、早めの追納をお勧めします。

未納のままです

未納期間が多いと、老齢年金が受給できなくなる可能性や、万が一のときの障害年金が受けられなくなる場合がありますので、注意してください。

おおたけ・ごみ事情 No.84

生まれ変わらせよう！ ペットボトル

—出し方ひとつでリサイクルに—

問い合わせ
 環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101



そのひと手間で
リサイクル

ラベルをはがし、キャップをとって、中身をきれいに出してください。

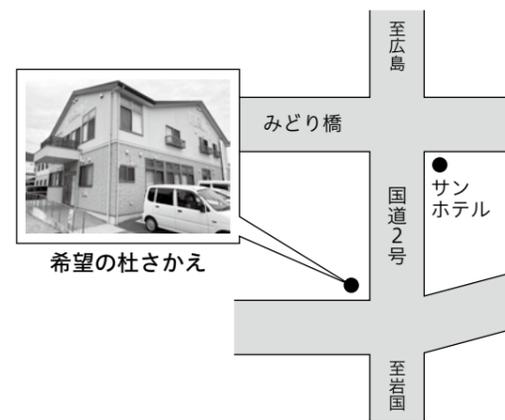
ペットボトルのリサイクル

収集されたペットボトルは再生処理され、卵パックや食品用トレイ、洗剤ボトル、衣類、カーペット、ペットボトルなど、さまざまなものが作り出されます。ペットボトルの出し方を守り、資源として利用しましょう。

災害時「福祉避難所」の協定を締結

問い合わせ
 危機管理課 ☎59-2119

災害時に高齢者や障害のある方など、避難場所での生活で特別な配慮が必要な方が避難できる福祉避難所として「希望の杜さかえ」（北栄3-21）を指定しました。
 6月2日に、「災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しました。



ペットボトルの出し方

- ①キャップとラベルをとりまわす。
- ②ボトルは中身を空にし、きれいに水洗いして出してください。
- ③キャップとラベルは、プラスチックごみとして出してください。

ペットボトルを出す際の注意点

ペットボトルに、キャップが付いたままだと、ペットボトルを圧縮する際に、中の空気が出ず、圧縮しきれなかったり、機械が故障したりする原因となります。そのため、キャップは必ずとってください。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」—斉行動

7月のテーマ

不要な照明・家電はこまめにOFF!
 ~家計にやさしく、省エネ活動~



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

物品調達及び業務委託等の 入札参加資格審査受け付け (追加分)

問い合わせ 監理課 ☎592160

令和6・7・8年度に市が発注する物品の製造・販売および役務の提供などの入札などに参加・希望する方の入札参加資格審査申請の追加受け付けを行います。

すでに「令和6・7・8年度物品調達及び業務委託等の入札参加資格認定」を受けている方は、今回の申請は不要です。ただし、資格の区分や項目の追加・変更のある方は申請が必要です。

申請方法

電子申請のみです。
申請書や申請に必要な書類は、専用申請サイトにアップロードして提出してください。

電子申請サイト

<https://bid-entry.com/>

市ホームページ「物品調達及び業務委託等競争入札参加資格審査申請書の受付等」で検索し「3 電子申

請について」を参照。

申請期間

7月7日(月)～22日(火)
電子申請サイトは、期間中24時間利用できます。

補正期間

7月7日(月)～31日(木)
申請書類の不備を修正する期間(補正期間)を設けます。補正が行われず、7月31日(木)までに「審査済み」とならない申請は、申請を取り消すことがあります。

システム利用料

○市内業者(大竹市に本社がある)
無料
○市外業者
1申請当たり1540円(税込み)
支払い方法は、クレジットカード、コンビニ払い、ペイジー(銀行振込)

サービス)のいずれかを利用してください。システム内に支払い画面が表示されます。市役所への直接の支払いは受け付けていません。支払いは申請期間内に完了させてください。

日商簿記3級試験対策講座 受講者募集

問い合わせ 県ひとり親家庭サポートセンター ☎082-227-2377

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、日商簿記3級試験対策講座を開催します。

事前説明会

7月27日(日)11時～11時30分(Zo
omによるライブ配信)

対象

ひとり親家庭の母または父、児童(20歳未満)、寡婦離婚前の困難を抱える母または父(離婚調停中など)
講習回数 講義10回・問題対策2回
定員 8人

受講料

無料(通信料は自己負担)
受講方法 Web講座(Zoomによるライブ配信)

申し込み

7月1日(火)から25日(金)までに県ひとり親家庭サポートセンターのホームページ、またはQRコードから申し込みください。

講習日程(全12回いずれも日曜日9時30分～12時)

1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
8月10日	8月17日	8月31日	9月7日	9月14日	9月21日
7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目
9月28日	10月5日	10月12日	10月26日	11月2日	11月9日



県ひとり親家庭サポートセンターのホームページはこちらから。

市内の各種団体名の「大竹市」「大竹」などは、原則省略しています。時間は24時間表記です。(例:午後1時→13時) 参加料など金額表示のないものは、原則無料。

イベント・行事

イベント

- 身体測定

とき	7月8日(火)～10日(木)	9時30分～12時
----	----------------	-----------
- にこにこ相談

とき	7月10日(木)	10時～
----	----------	------
- つくってあそぼう

とき	7月15日(火)	9時30分～11時30分
----	----------	--------------

[くるくる風車]を作ります。(要予約。10組程度)
- 子育て講座

とき	7月17日(木)	10時30分～11時15分
----	----------	---------------

「だいじなあなた」(要予約。親子10組程度) 詳しくは24ページをご覧ください。
- お話し会

とき	7月23日(水)	11時～
----	----------	------

にじいろのたねによるお話し
- 栄養相談

とき	7月25日(金)	午前中
----	----------	-----

栄養士がお子さんの月齢や発達段階に応じてアドバイスをいたします。(要予約。2組)
- 誕生会

とき	7月29日(火)	11時～
----	----------	------

みんなで7月生まれのお友達をお祝いしましょう。誕生児はお祝いカードに手形を押ししますので少し早めにお越しください。

イベント

- 七夕会

とき	7月2日(水)	10時30分～(要予約)
----	---------	--------------

七夕飾りを作り、みんなで楽しみましょう。10組程度
- 親子でまなあそ

とき	7月12日(日)	10時30分～(要予約)
----	----------	--------------

「パパたちの育児会合～お父さんも育児を楽しもう～」 詳しくは、24ページをご覧ください。
- 「(みんなの子育て

とき	7月22日(火)	10時30分～(要予約)
----	----------	--------------

相談室夏休み企画)0歳から考えるプライベートゾーン」 詳しくは、24ページをご覧ください。
- 誕生会

とき	7月25日(金)	10時30分～
----	----------	---------

(誕生児は要予約。前月から予約できます。23日(火)締め切り) クイズ「じゃばらでなんだ」
- プールあそび

とき	7月28日(月)・29日(火)・30日(水)・8月1日(金)	10時30分～11時30分
----	--------------------------------	---------------

(予備日5日(火)・6日(水)) 水着(おむつが外れていない方は水遊びパンツ)、タオル

※天候などによって、予備日に開催日を変更する場合があります。 予約や問い合わせは、電話または直接松ヶ原こども館へ。
<http://members.fch.ne.jp/honobonon/>

- 英語でリトミック

とき	7月29日(火)10時～10時30分
----	--------------------

うたや楽器を取り入れた楽しいリトミック遊び♪
対象 おおむね1歳程度からの子どもと保護者
講師 石川 綾子さん
定員 7組程度(申込順)

- 親子体操&気質別トイレトレーニング講座
親子でふれあいながら、体の発達を促す運動を行います。子どもの気質タイプに合わせたトイレの進め方を伝えます。

- 栄養相談

とき	7月24日(木)10時～11時
----	-----------------

授乳時期、離乳時期、幼児期の栄養相談、産後ママの食事ポイントなどのアドバイスをします。
対象 おおむね1歳半程度から3歳の子どもと保護者
講師 高下 優子さん(親子体操講師・キッズコーチングアドバイザー)
定員 5組(申込順)

- 英語でベビーマッサージ&ママの骨盤ストレッチ

とき	7月25日(金)11時～12時
----	-----------------

リズムや英語を取り入れた楽しいベビーマッサージ♪産後ママの骨盤ケアストレッチも♪
対象 乳幼児と保護者
講師 信友 美小子さん(江崎グリコ株式会社 栄養士・子ども心理カウンセラー)
定員 2組程度

- 英語でベビーマッサージ&ママの骨盤ストレッチ

とき	7月10日(木)10時～10時30分
----	--------------------

リズムや英語を取り入れた楽しいベビーマッサージ♪産後ママの骨盤ケアストレッチも♪
対象 1歳前後の親子
講師 石川 綾子さん(ベビーマッサージ講師)
定員 7組程度(申込順)

各イベントの申し込み
電話または直接さかえ子育て支援センターへ。電話申し込みの場合は月初め(休館日を除く)の9時から申し込みできます。そのほかの行事は、さかえ子育て支援センターのホームページをご覧ください。

えほんサロン 杉の子

アゼリアおおたけ ☎53-2226
みんなで、絵本を楽しみましょう。毎月第1土曜日開催予定です。
とき 7月5日(日)14時～15時
ところ アゼリアおおたけ 図書コーナー
講師 えほんサロン杉の子の皆さん

おおたけ版 ネウボラ

保健医療課 ☎59-2140
子育て支援センター
どんぐりHOUSE ☎59-3500
妊娠・出産・子育てのことなど何でも相談してください。切れ目のない支援を行います。

子育て支援施設

子育て支援センター

どんぐりHOUSE(にじいろこども園内)

どんぐりHOUSE☎59-3500・福祉課☎59-2151

開館日 毎週月曜日～金曜日・第2・3土曜日
利用時間 子育て支援ルーム:9時30分～12時、13時30分～16時30分
親子ラウンジ:9時30分～12時、13時～16時30分
親子ラウンジ(食事のみ):12時～13時
ところ 小方1丁目11番1号

親子ラウンジで12時～13時まで食事ができます(この時間は遊べません)。

松ヶ原こども館

松ヶ原こども館☎57-8333・福祉課☎59-2151

開館日 毎週月曜日～水曜日・金曜日・土曜日
利用時間 10時～12時 13時～16時
(12時～13時は食事のみ。外庭は遊べます)
ところ 松ヶ原町445番地2

松ヶ原こども館は、乳児から中学生までの子どもと保護者(市内に限らず)を対象とした、無料で利用できる施設です。自然の中でゆっくり・のんびり過ごしてみませんか。ママ&キッズふれあいエクササイズ・こども館リトミックは、毎月開催中。日程などは、ほのぼのホームページをご覧ください。



ホームページ

さかえ子育て支援センター

さかえ子育て支援センター☎53-9766・福祉課☎59-2151

開館日 毎週月曜日～金曜日
利用時間 9時30分～12時、13時30分～16時30分
(予約優先。利用人数10組程度)
ところ 西栄3丁目12番25号

親子の交流、子育て情報の提供などを行っています。無料で利用できますので、気軽にお越しください。利用を希望する方は電話または直接さかえ子育て支援センターへ。



ホームページ

イベント

- 虫よけスプレー作り 無添加の体にやさしい材料で作ります。

とき 7月17日(木)10時～11時
講師 石川 綾子さん
定員 8組(申込順)
参加料 200円(来館時に支払ってください)

●掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

心の健康相談

(精神保健福祉相談)

相談無料 秘密厳守

気分がゆううつ 酒・薬物依存の問題 認知症

ひきこもり 眠れない

人とうまく付き合えない 対人関係・職場等でのストレス

とき・ところ 7月9日(水) 西部保健所 14時～16時

申し込み 県西部保健所 ☎0829-32-1181 ※予約制(2日前までに)

障害者就労相談

障害がある方で就労を希望する方の相談を受け付けます。予約制のため、前日までに電話で申し込んでください。

とき 7月10日(木)10時～12時 ところ 市役所

申し込み/問い合わせ 広島西障がい者就業・生活支援センターもみじへ。☎0829-34-4717

HIV(エイズ)抗原・抗体検査 肝炎ウイルス検査 梅毒検査

問い合わせ 県西部保健所 ☎0829-32-1181

匿名 無料 予約制

検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。感染に心あたりがある方は、ためらわずにすぐ検査を受けましょう。※検査は無料。予約が必要です。

とき 7月23日(水) 9時～12時/13時～15時

ところ 県西部保健所(廿日市市桜尾2-2-68)

申し込み 前日までに県西部保健所へ。

救急相談センター

(広島広域都市圏・備後圏域)

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2140

病院?救急車?迷ったら

救急相談センター

#7119

24時間365日対応

緊急時はためらわず、119番へ。

つながらない場合や、広島県外から携帯電話でかける場合は ☎082-246-2000

子育て

子育て支援センターどんぐりHOUSE

7月は、パパだけでなく集まるパパたちのおしゃべり会!「パパたちの育児会合」お父さんも育児を楽しもう!です。夫婦の役割分担、他のお父さん(は)どうしてる?男女で違う?子育てに対する価値観の違い問題。お父さん同士だからこそ話してみたいこと、この機会に共有してみませんか。

とき 7月12日(日)10時30分～

対象 乳幼児と保護者

申し込み 前日までに電話または直接松ヶ原こども館へ。(要予約。定員はありませ)

子育てについて一緒に学びませんか

栄公民館 ☎536688

全5回の子育て講座です。子

KaRaDaカフェ

(玖波健康講座)

玖波公民館 ☎577084

とき・内容 ①7月3日(日)10時～11時「バランス向上運動」②7月17日(日)10時～11時「ノルディック・ウォーキング(基礎編)」③ところ玖波公民館

ヘルシーCOOKパティ教室(託児あり)

保健医療課 ☎592153

この教室では、料理と運動を通して健康について学びます。

【運動教室】道具を使わずに自分の体重を荷物として行う自重トレーニングを行います。

【料理教室】夏にぴったりの食材を使用して食欲がわくメニューを紹介します。

ところ サントピア大竹

市内在住の方(年齢・性別は問いません) 参加料600円

(料理教室のみ) 持参品【運動教室】運動しやすい服装、運動

子育ての悩みをあれこれお話しながらかゆったりとした時間を過ごしましょう。

ところ 栄公民館

対象 令和6年4月2日生まれから令和7年4月1日生まれの乳幼児とその保護者

講師 谷中優子さん(日本式タッチケアアドバイザー)

定員 7組(申込順)

※第1回に参加している方も含まれます。

材料費 500円

持参品 バスタオル、普段外出時に使っているお出かけセット

申し込み 7月3日(日)から開催日の3日前までに、電話または直接栄公民館へ。

カリキュラム

回数	とき	内容	材料費
第2回	7月25日(金)	手形アート&絵本のふれあい遊び	500円
第3回	9月26日(金)	親子で運動遊び	不要
第4回	11月28日(金)	ほかほか♡温めケア	不要
第5回	1月23日(金)	かわいい鬼さん大集合	500円

※内容・日程は都合により変更する場合があります。

靴、飲み物、タオル【料理教室】エプロン(事前連絡で貸し出し可)三角巾、手拭きタオル

申し込み 料理教室は3日前までに、運動教室は前日までに電話または直接保健医療課へ。

託児 定員3人(申込順)

開催日 3日前までに電話で保健医療課へ。

※託児の有無にかかわらず、キャンセルする場合は、講座当日9時までに連絡してください。

とき	内容	定員	託児
7月11日(金) 10時～12時	料理教室 ミニ栄養講座 夏バテ対策レシピ～夏野菜をたっぷり使います～	25人程度	3人
7月18日(金) 10時～11時30分	運動教室 ストレッチング&自重トレーニング～バランスの良い体をつくらう～	25人程度	3人

※全日、託児付きです。

「だいたいあなた」

子育て支援センターどんぐりHOUSE

性教育は幼い頃からの積み重ねが大切な人権教育です。今回は乳幼児対象の入門編です。

とき 7月17日(日)10時30分～11時15分

対象 乳幼児と保護者、妊婦

講師 小林菜里亜さん

みんなの助産所「代表助産師」

定員 親子10組程度(申込順)

申し込み 3日前までにどんぐりHOUSEへ。

0歳から考える プライベートゾーン

松ヶ原こども館 ☎578333

毎月開催している「みんなの子育て相談室@松ヶ原こども館」の包括的性教育特化型みんなの助産所代表助産師さんが、子育て中の方向けのお話を行います。

0歳から考えるプライベートゾーンに関して、包括的性教育の視点で、子どもを守るために知っておきたいことをみんなでアップデートしよう。

カラダがよるこぼ健康講座(アゼリアおたけ)

アゼリアおたけ ☎532226

とき 7月2日(日)10時～11時

ところ アゼリアおたけ

内容 ノルディックウォーキング(基礎編)

講師 小松美保さん(スポーツインストラクター)

持参品 運動のできる服装、飲み物、タオルなど

申し込み 不要。直接アゼリアおたけへ。

北欧風ノルディックウォーキング教室(ナイター開催)

保健医療課 ☎592153

専用の2本のポールで歩き方や姿勢を修正し、今より力強く長い距離を目指して歩きます。

普通歩行よりもエネルギー消費がアップし、膝痛、腰痛改善、筋力向上のトレーニングになることが魅力です。

対象 市内在住で国民健康保険加入の方

講師 嘉屋早百合さん(健康運動指導士・NPO法人日本ノルディックフィットネス協会認定パーソナルインストラクター)

参加料 2000円(傷害

健康

キレイUP運動教室

保健医療課 ☎592153

ストレッチポールやマットを使った体幹運動・簡単なエアロビクスを行います。

とき 7月14日(月)・8月4日(月)10時30分～11時30分

ところ 市内在住の20代から50代の女性(妊娠中の方は参加できません)

講師 三田美雪さん(運動トレーナー)

参加料 20円(傷害保険料)

持参品 運動のできる服装、室内シューズ、飲み物

申し込み 不要

託児 定員4人(申込順)

1人20円(傷害保険料)

開催日 3日前までに電話で保健医療課へ。

キャンセルは講座当日9時までに連絡してください。

当日はお子さんの検温をし、発熱・せき・鼻水などの風邪症状、体調不良などの症状があれば、利用を遠慮ください。

健康

保険料・今年度分 ※1回限り無料体験可

持参品 運動のできる服装、飲み物、タオル、帽子、ウエストポーチ

申し込み 前日までにMETS.やまと(☎528601)へ。

※教室の詳細についてはMETS.やまとにお問い合わせください。

コース	とき	集合場所	年齢・対象者	目的
晴海・METS前コース(年37回)	7月7日(月)	晴海臨海公園管理棟	69歳まで 1km以上歩ける方	・ノルディックウォーキングに興味がある。 ・健康増進を目指している。 ・長い距離を歩きたい。
	7月25日(金)			
	8月4日(月)			
さかえコース(年23回)	7月19日(土)	さかえ公園入り口	74歳まで 300～500m歩ける方	・ストレッチがしたい。 ・歩きたい。 ・膝・腰・肩痛を改善したい。

●掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

●掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

交通事故統計情報

交通事故発生状況
(5月末日現在)

- 発生件数 7件 (前年同期比 6件減)
- 死者数 0人 (前年同期比 2人減)
- 負傷者数 7人 (前年同期比 5人減)

※令和7年の発生件数、負傷者数は概数です。

広島県夏の全国交通安全運動期間 7月11日(金)～20日(日)

スローガン「てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ」

こぶしの里 松ヶ原

毎週 土曜日は

～集う楽しさ。出会う楽しさ～

と き 7月5日・12日・19日・26日 10時～

と ころ 松ヶ原集会所

地産農産物・食品加工品・手芸工芸品直売

問い合わせ こぶしの里松ヶ原 (平野☎090-9068-3984)

毎月第3 土曜日は おおたけ水産 GOGO

獲れたての地元の魚を/ ぞろえております

と き 7月19日(土) 9時30分～

と ころ 「たいたいこんぼ」 (くば漁業協同組合内施設 玖波3丁目8番13号)

※来場者の状況により 時間は変更になる ことがあります。

問い合わせ おおたけ水産GOGO市実行委員会(くば漁業協同組合内)☎57-7034

毎月第1 土曜日は マロンの里交流館 土曜日

と き 7月5日(土) 10時～

と ころ マロンの里交流館 (栗谷町大栗林195-12) 地場農産物がそろっています。ぜひお越しください。

問い合わせ マロンの里交流館 ☎55-0055

米軍による弾薬処理

問い合わせ 危機管理課 ☎59-2119

米海兵隊岩国基地は、焼却処理できない弾薬を同基地沖合3.5kmに位置する 姫子島で焼却処理しています。処理予定日は、情報が入り次第、市ホームページに掲載します。

市ホームページはこちらから。

消防団員募集

消防団は若い力、女性の力を必要としています。自分の大切な町、大切な人を一緒に守りましょう。

問い合わせ 消防本部消防総務課 ☎53-7708

入団申請はこちらから。

令和7年度 納期限 7月31日(木)

- 国民健康保険料(1期)
- 後期高齢者医療保険料(1期)
- 介護保険料(1期)
- 固定資産税・都市計画税(2期)

ご注意ください

- 納めるときは、納付書を使用してください。
- 納付場所は納付書裏面を確認してください。

問い合わせ 税務課 ☎59-2127

健康

年齢を重ねても動ける体づくり 男塾 保健医療課 ☎59-2153

と ころ METS・やまと 対象 市内在住の男性で国民健康保険加入の方。1班(おおむね74歳までの方)、2班(おおむね69歳までの方)※体力に不安のある方など、個々に相談してください。▼講師 嘉屋早百合さん(健康運動指導士)ほか▼参加料 1回1000円(傷害保険料)

と き	内 容
1班 7月10日(木)	ボールエクササイズ
2班 7月17日(木)	13時30分～14時45分(13時から受け付け) バランスボールエクササイズ
1,2班 7月26日(土)	マシントレーニング

※教室はおよそ月2回で実施されます。

体験型 「子ども天国inKUBA」 催し

夏の間物詩。大ホールにたくさんのお遊戯を展開。子どもが主役の衝撃の一日。

と き 7月20日(日)10時～12時30分

と ころ 玖波公民館

内容 本物の白バイ乗車体験、メルカリ体験、お金のすゝく、オーケストラ体験、おもちゃ百貨店、防災ずきん作り、キックボード体験など。

体験型 「子ども天国inKUBA」 玖波公民館 ☎57-7084

講座

蒐集家によるトークショー 「まじめな怪談」 不思議な体験ありませんか? 不思議な体験ありませんか? 創作ではなく、実際の体験談を話します。不思議な体験を持つている方、トークに参加して、交流してみませんか。

と き 7月26日(土)13時30分～15時

と ころ 玖波公民館

講師 長澤靖さん(怪談蒐集家)▼定員 20人程度▼申し込み 7月4日(金)から玖波公民館へ。

手作りパン教室

シルバー人材センター ☎57-6100

ふんわりもちもちの焼ききたてパンが楽しめる手作りパン教室を行います。

と き 8月2日、9月13日、10月4日、11月1日、12月13日(いずれも土曜日) 9時～14時

※日程変更や講習内容によっては15時を過ぎる場合があります。▼と ころ おがたピア▼講師 村上健二さん(元パン職人)▼

市営住宅入居者 定期募集

市営住宅管理センター ☎59-1717

【定期募集】募集期間 7月1日(火)～9日(水)▼募集住宅 白石アパート4室、小方アパート2室、御園アパート3室、西港内アパート3室(補充募集を行う場合もありますので、詳しくは、申し込みのしおりをご覧ください)▼対象者の全てに該当する方○申込者が成人○現に同居、または同居しようとする親族がいる(単身者の資格に該当すれば単身者も可能)○住民税、使用料などを完納している○現在、住宅に困っている○月収額(入居する同居親族に収入

電子申請はこちらから。

スポーツ

女性のための ボクシング体験教室

ボクシング協会(小出) ☎090-1979-6846

と き 7月19日(土)14時30分～15時30分

と ころ 旧小方中学校体育館

対象 市内または近郊に在住の女性

講師 栗守祐さん(大竹ボクシングクラブ強化コーチ)ほか▼持参品 屋内シューズ、運動のできる服装▼申し込み ボクシング協会へ。

定員 10人(申込順)▼参加料 8000円(5回分の材料費込み)▼持参品 エプロン、三角巾、手拭きタオル、きれいなタオル2枚、パンの持ち帰り用容器、筆記用具▼申し込み 7月3日(木)からシルバー人材センターへ。

刑務官採用試験

岩国刑務所 ☎410136

と き (1次試験) 9月21日(日)▼募集対象 (1) 刑務 (2) 刑務 (武道) (3) 刑務 (社会人) ※ (武道) は実技試験あり

▼受験資格 (1) ①は、1996(平成8)年4月2日～2008(平成20)年4月1日に生まれた方 (2) ②は、1985(昭和60)年4月2日～1996(平成8)年4月1日に生まれた方 (3) ③は、1996(平成8)年4月1日～24日(木)までにインターネットで申し込みを完了している。

がある場合は合算が所得額に換算して、一般世帯15万8千円以下、裁量階層21万4千円以下○入居しようとする家族の中に暴力団員がいない▼申し込み必要書類を添えて市営住宅管理センターへ。持参の場合、平日の8時30分～18時、郵送の場合は締め切り当日の消印有効。申込書と募集案内は、7月1日(火)から市営住宅管理センター(上下水道局庁舎1階)および都市計画課、市民課、各支所ほかで配布します。

【随時募集】随時、募集を受け付けている住宅もあります。詳しくは、市営住宅管理センターへ。

瀬戸内リレーマラソン in 大竹2025

実行委員会事務局(生涯学習課内) ☎53-6677

と き 12月21日(日)▼と ころ 晴海臨海公園

主催 瀬戸内リレーマラソン in 大竹実行委員会

※種目や参加申し込み時期・申し込み方法など、イベントの詳細は後日お知らせします。

前回までの開催の結果や様子などはこちらから。

公式フェイスブック

公式Instagram

市ホームページ

公式ホームページ

●掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

●掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。



4



2 1



3

①木製マガジンラック作製でノコギリを引く姿は真剣そのもの②木工クラフト。何ができるのかな?③芝生広場のキッズアドベンチャーコーナー。大きなシャボン玉が宙を舞います。



6/1 SUN 新緑の中で体験イベント

マロンの里

県は毎年6月の第1日曜日を「山に親しむ、山を楽しむ、山に学ぶ」をテーマにした「ひろしま「山の日」」と定めており、この日に合わせて県内各地で催しが行われています。大竹市はマロンの里を会場に、ロープを使って木登りをするツリークライミングや、木製マガジンラック作り、木工クラフトなど、木と触れ合う体験イベントを始め、手すき和紙、手描きこいのぼり作りという伝統の大竹和紙を使った体験コーナーも設けられ、子どもたちは熱心に取り組んでいました。

ツリークライミングで、ロープを巧みに使い約10mの高さまで登った岩国市の重久竜牙くん(小6)は、「ロープの輪に足を掛けて勢よく立ち上がるのがコツ。上からの景色は、人が小さく見えて最高!」と気分爽快な表情でした。新緑に囲まれた会場には、子どもたちの元気な声が響いていました。

(右)店内で啓発グッズを配る白川選手(左)キョウペンペールの頭文字「V」のポーズで安全祈願。



5/29 THU

ノーヘルメットノーバイシフル ゆめタウン大竹

自転車用ヘルメットの着用促進を図るため、市、大竹警察署、大竹交通安全協会、県自転車協同組合大竹支部と、プロ自転車ロードレースチーム「ヴィクトワール広島」の久保田悠介選手、白川幸希選手が、買い物客らにチラシや啓発グッズを配り、ヘルメットの着用を呼びかけました。

白川選手は「競技で落車したとき、ヘルメットの重要性を実感しました」と身を守るために大切なものだと言います。チラシを受け取った御園台の女性は「中学3年の孫にもヘルメットをかぶる機会に改めて勧めたいと思います」と話していました。

市は6月1日以降に購入した自転車用ヘルメット購入費の補助を始めています。詳しくは市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



6 5

④ツリークライミング。高いところでも余裕の表情⑤かわいい和紙のこいのぼりができました⑥屋内では木のおもちゃで遊びます。



広島広域都市圏広報番組「元就。二百万一心！」

広島広域都市圏の33市町の魅力を発信する番組で、「おたけ手すき和紙の里」が紹介されます。

RCCアナウンサーの唐澤恋花さんが、コウゾの芽かき作業や手すき和紙作りを体験しました。

放送日 7月5日(土) 21時56分～22時

再放送 7月6日(日) 24時50分～24時55分

再放送 7月7日(月) 18時56分～19時

放送局 中国放送(RCCテレビ)



夏休みの宿題お助け本・課題図書コーナーもあります。ぜひ活用してください。



「おひざにだっこのおはなし会」でお友だちになりました。



いろいろなテーマの展示コーナーがたくさんあります。



YouTube大竹市立図書館チャンネル

7月(JULY)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

■白字は図書館の休館日です。○はおはなし会の日です。

展示コーナー
一般向き アウトドア
児童向き なつやすみ
時事コーナー からだを整える

休館のお知らせ
7月29日(火)、30日(水)はシステム更新のため、臨時休館します。

おはなし会
とき7月19日(土)11時～12時 ところ図書館1階おはなしのへや▼対象幼児・小学生
とき7月11日(金)11時～12時 ところギャラリのおたけ1▼対象1歳から

親子で楽しむおはなし会
とき7月11日(金)10時30分～11時 ところギャラリのおたけ3▼対象0歳から

らんらんカレッジサマースクール2025
おはなしがけさせて〜ストーリーテリングのおはなし会
とき8月2日(土)10時30分～11時 ところギャラリのおたけ1▼対象幼児・小学生

大人▼語りじいさんのたね
※各イベントは予約の必要はありません。参加を希望する方は当日来館してください。

イベント紹介
おひざにだっこのおはなし会
とき7月11日(金)10時30分～11時 ところギャラリのおたけ3▼対象0歳から

新刊案内

こどもの本

おとなの本



「戦火のあとで 戦争がわたしたちを見つめている」
宮川 健郎/編 (汐文社)

戦争を見つめた作家たちの詩、児童文学、小説をまとめたアンソロジー。いぬいとみこ「川とノリオ」、田村隆一「立棺」、遠藤周作「カプリンスキー氏」、今江祥智「あにい」など9編を収録する。



「大人の知らない みのまわりの謎大全」
ネルノダイスキ/著 (ダイヤモンド社)



「ベベごうでしゅっぱーつ!」
岩佐 めぐみ/作 高島 那生/絵 (世界文化ワンドーグループ)



「こうしてぼくはスパイになった」
デボラ・ホプキンソン/著 服部 京子/訳 (東京創元社)

「東大卒、じいちゃんの田んぼを継ぐ 廃業寸前ギリギリ農家の人生を賭けた挑戦」
米利休/著 (KADOKAWA)



「家族は知らない 真夜中の老人ホーム」
川島 徹/著 (祥伝社)



●掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	

宮島ボートレース企業団
☎0829-56-1122

バルボート宮島(外向発売所)

※念のためボートレース宮島のホームページなどで最新情報を確認してください。
●ボートレース宮島の収益金は、大竹市のまちづくりに役立てられています。



1号広告
一般型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

入居者様 募集中

医療法人社団 いちご会
介護付有料老人ホーム コリーナ小方
〒739-0628 広島県大竹市小方ヶ丘6番27号

体験入居や見学など、お気軽にお電話ください
Tel. 0827 - 59 - 1555

ホームページ <https://collinaogata.com/>

2号広告
TOMOKEN 株式会社朋建
体感型モデルハウス(ご予約随時受付中)

TEL 0827-53-1825 大竹市木野1丁目15-15

広報紙 広告募集 申し込み方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 企画財政課 ☎59-2124

規格	色	広告料(税込み)	
		市内業者	市外業者
1号 縦10cm×横8.3cm	黒1色	30,000円	40,000円
2号 縦4.7cm×横8.3cm	黒1色	15,000円	20,000円
3号 縦4.7cm×横17cm	印刷用4色	50,000円	60,000円
4号 縦4.7cm×横8.3cm	印刷用4色	25,000円	30,000円

※発行部数/約12,300部(月1回発行)

7月～8月(上旬)のお知らせ

休日診療



休日診療所 診療日:日曜日・祝日
診療時間:9時～12時、13時～17時
受付時間:9時～11時30分、13時～16時30分
ところ:立戸2丁目1番16号 ☎52-0330
診療科:内科系・外科系

事前に連絡してください。密を避けるため、できるだけ自家用車でお越しください。現在、医薬品が納品されにくい状況が続いています。そのため、症状によっては希望に添えない場合があります。

在宅当番医 診療時間:9時～17時
診療時間内にご利用ください。原則として往診は行いません。変更の場合もあります。
市ホームページの「休日夜間当番医」を確認してください。

7月13日(日) 津村眼科医院 西栄2 ☎52-4856

休日水道修理・使用開始(開栓)

7月5日(出)	(有)浜崎工業所	西栄3	☎52-3365
6日(日)	二階堂商事(有)	油見3	☎52-2043
12日(出)	(株)竹内	玖波6	☎57-8300
13日(日)	(有)プロ・コーポレーション	木野1	☎53-6131
19日(出)	奥田設備(株)	西栄2	☎28-0185
20日(日)	今五産業(有)	北栄	☎52-2529
21日(月祝)	(有)成亜総合設備	本町1	☎52-2501
26日(出)	(株)ゲイナンハウス	立戸3	☎54-1111
27日(日)	大成テクノ(株)	南栄3	☎45-1900
8月2日(出)	(有)浜崎工業所	西栄3	☎52-3365
3日(日)	二階堂商事(有)	油見3	☎52-2043

※個人給水管の修理は自己負担になります。



8月の情報ステーション



市の人口(6月1日現在)

人口 25,162人
(男)12,312人(女)12,850人
世帯数 12,754世帯

下の表の情報は8月のものです。

2025 AUG.

健康・子育て	相談	健康・子育て	相談	健康・子育て	相談
乳児健康相談 [保健医療課]☎59-2140	26日(火)	にじいろこども園 2階	通知に記載された時間にお越しください。	対象:対象者に通知します。 持参品:通知に記載されているものをお持ちください。	
1歳6カ月児健康診査 [保健医療課]☎59-2140	27日(水)	にじいろこども園 2階	通知に記載された時間にお越しください。	対象:対象者に通知します。 持参品:通知に記載されているものをお持ちください。	
3歳児健康診査 [保健医療課]☎59-2140	28日(木)	にじいろこども園 2階	通知に記載された時間にお越しください。	対象:対象者に通知します。 持参品:通知に記載されているものをお持ちください。	
10カ月児面談 [保健医療課]☎59-2140	21日(木)	どんぐりHOUSE (にじいろこども園1階)	通知に記載された時間にお越しください。	対象:令和6年9・10月生まれの子どもと保護者 持参品:通知に記載されているものをお持ちください。	
法律相談 [企画財政課]☎59-2124	12日(火)	市役所	13:00～16:00 (1人30分)	相談員:司法書士 相談は予約が必要です。(7月9日(火)から受付開始) ※初めて相談する方を優先します。	
行政相談 [企画財政課]☎59-2124	7日(水)	市役所	13:00～15:00	相談員:行政相談委員 相談は8月5日(火)までに予約が必要です。	
司法書士による法律相談 (社会福祉協議会)☎52-2275	第3木曜日	サントピア大竹	13:00～16:00 (1人30分程度)	相談員:司法書士 相談は予約が必要です。	
遺言・相続・成年後見無料相談 (NPO法人ひろしま相続後見サポートセンター) ☎082-872-9121	28日(木)	アゼリアおおたけ	13:30～16:30	相談員:行政書士 相談は予約不要です。	
よりそいサポートセンター ☎35-5300	月曜日～金曜日	サントピア大竹	9:00～17:00	内容:生活困窮者の自立に関する相談 メールアドレス:yorisoi@otake-shakyo.or.jp	
家庭児童相談室 (福祉課)☎59-2151	月曜日～金曜日	市役所	9:00～16:00	相談員:家庭相談員、母子・父子自立支援員 内容:子ども、母子・父子に関する相談	
市消費生活センター ☎57-3236	火・金曜日	市役所	9:00～16:00	消費生活全般の相談や問い合わせ	
障がい者相談支援センター ☎52-0167 岡53-8122	月曜日～金曜日	サントピア大竹	8:30～17:15	内容:障害に関する相談 メールアドレス:soudan@otake-shakyo.or.jp	
地域活動支援センターみらい ☎59-0223	月曜日～土曜日	医療法人社団 知仁会	9:00～17:00	精神の障害に関する相談	
障害相談 (福祉課) ☎59-2150 岡57-7185	月曜日～金曜日	市役所	8:30～17:00	内容:障害に関する相談 メールアドレス:fukushi@city.otake.hiroshima.jp	
市地域包括支援センター ☎53-1165	月曜日～金曜日	サントピア大竹	8:30～17:15	介護保険の利用手続き・高齢者に関する相談など	
市認知症対応・玖波地区 地域包括支援センター ☎57-7461	月曜日～土曜日	医療法人社団 知仁会	8:30～17:30	認知症に関する相談(全市)・玖波地区の介護保険の利用手続き・高齢者に関する相談など	
こども相談 (教育委員会)☎54-0021	月曜日～金曜日	こども相談室	8:30～15:00	電話や面接による子どもと保護者を対象とした相談 (時間外を希望の方は事前に連絡を)	
女性の人権ホットライン	月曜日～金曜日	0570-070-810	8:30～17:15	DV、セクハラなどの女性の人権についての相談	
子どもの人権110番	月曜日～金曜日	0120-007-110 (無料)	8:30～17:15	いじめ、虐待、子育てなど子どもの人権についての相談	
年金相談 (広島西年金事務所)☎082-535-1505	毎週火曜日	商工会議所	10:00～12:00 13:00～15:30	年金などの相談・手続きなど 相談は予約が必要です。(前週金曜正午までに)	

●掲載している催しなどは中止、または延期になる場合があります。